

# 市之川公民館だより

平成 29 年 3 月号  
(No.519 号)  
発行；市之川公民館  
西条市市之川 6678-1  
Tel&Fax； 56-3300

## 3 月 弥生 (やよい)

梅の花が咲き、武丈の桜もちらほらと開きはじめました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

暖かい春がもうすぐやってきます。皆様お元気でお過ごしのことと存じます。とは言え、時折冷え込みます。油断しないように、お元気でお過ごしください。



### 《3月の行事予定》

日	曜	行事・時刻・場所
5	日	西条市民大学卒業記念講演会
11	土	カラオケ会 10:00～ 集会室
25	土	カラオケ会 10:00～ 集会室

## ※ ご案内

### 平成28年度西条市市民大学卒業記念講演会

演題 私が市之川鉱山に学んだこと～次世代に託したい一握の夢～

講師 田邊一郎先生

とき 平成29年3月5日(日) 開演 13時45分

ところ 西条市中央公民館 多目的ホール (西条市周布401-1)

受講料 無料(但し入場整理券が必要)

入場整理券取扱所

市教育委員会社会教育課(本庁)、教育委員会西部分室(東予総合支所)  
丹原総合支所、小松総合支所、中央公民館、各地区公民館、各図書館

## ※ 講演会をしました。

平成29年2月10日(金)に西条小学校図書室において、愛媛県教育研究協議会の「教育を語る会」で、『西条市の世界一～市之川鉱山の輝安鉱～』と題して、1時間の講演をしました。約40名の先生方が、とても熱心に静聴してくださいました。輝安鉱にも大いにご興味を持ってくださいました。



## ※ 舗装

2月13日(月)と14日(火)の両日、運動場わきの通路の舗装をしてくださいました。

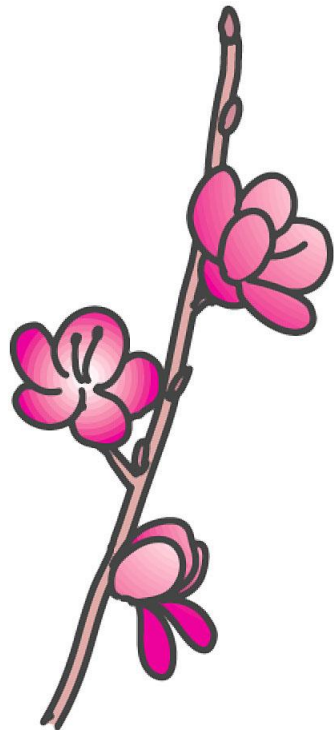
とても快適になりました。





# ※ ふれあいの集いの開催について

日時 : 4月9日(日) 11時~13時  
 場所 : 市之川公民館 集会室  
 会費 : 1000円  
 申し込み : 3月19日(日)までに、市之川公民館(Tel 56 - 3300)へ



○霜柱 持ち上げ頭 ふきのとう  
 ○ナツメロを 聴いて炬燵で 一句書く  
 ○姪子たち 揃って見舞い 粉雪舞う  
 ○梅の香や 輝安鉦の ねむる山  
 ○春立ちて なお寒風の 市之川

館館正正正  
 長長

## 文芸欄

# 「部落差別の解消の推進に関する法律」って知っていますか？

部落差別の解消の推進に関する法律が、2016年(平成28年)12月9日に公布、施行されました。現在も存在する部落差別の解消に向けた相談体制の充実や、教育、啓発、実態調査を実施するよう明記しています。

法律のポイント!

「差別はなお存在する」との認識を示しています!

- ◎ 全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重!
- ◎ 部落差別は許されないものである! (「社会悪」)
- ◎ 差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深める

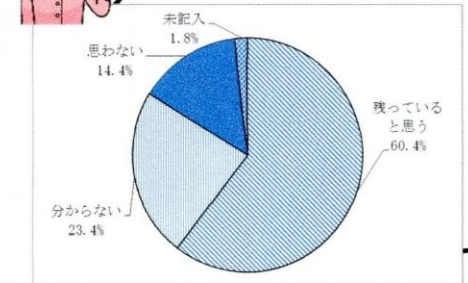
そのために

- ① 「差別を解消するための教育・啓発」
- ② 「相談窓口の設置・充実」
- ③ 「実態調査の実施」

第一条(目的)  
 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であらうことをもって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

◆「現在もなお差別が存在します」

◆ 差別問題は解決に向かっているものの、差別事象は起きており、「差別は過去のもの」ではなく、「現在も存在する」のです。



「人権問題に関する市民意識調査」  
 (平成26年 西条市教育委員会・西条市人権教育協議会)

◆ 日本の法律ではじめて「部落差別」という言葉が使われました。

インターネット等を使ったものや、差別落書きなど新たな差別の状況も出てきています。

ネット社会では、無知が新たな差別を生みます。「寝た子を起こすな」式の考え方ではなく、「正しく知る」ことが必要ではないでしょうか。

◆国は、差別解消に関する施策を講ずるとともに、国と地方公共団体は協力しながら、差別解消のための施策を推進していくこと

第三条(国及び地方公共団体の責務)  
 国は、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。